

宇多津町告示第 52 号

制限つき一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、宇多津町建設工事執行規則（平成10年宇多津町規則第6号）第6条第1項の規定により公告する。

平成31年4月15日

宇多津町長 谷川俊博

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 平成31年度 都市再生 宇多津臨海公園改修工事
- 2 工事場所 宇多津町浜一番丁 宇多津臨海公園内
- 3 工事概要 土木工事一式（敷地面積：9,700 m²）
園路広場整備 A = 6,000 m²
修景施設（植栽・花壇等） 一式
休憩施設（東屋・ベンチ等） 一式
電気・給排水工事 一式
- 4 工期 契約締結日（議会議決日）から令和2年2月28日
（隣接工事及び町イベント等に起因する調整要）

第2 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 入札参加資格を有する者
次に掲げる要件を満たす者であること。
 - （一）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
 - （二）宇多津町建設工事指名停止等措置要領（平成18年要領第1号）又は香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - （三）建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けており、なおかつ香川県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - （四）宇多津町の平成31・32年度の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で経営事項審査（建設業法第27条の

- 23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。)による総合数値(客観点数)が1,300点以上有すること。
- (五) 過去10年間(平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間をいう。)に、国又は地方公共団体発注の当該工事と同種でかつ同規模以上の工事を元請けとして施工した実績があること。
- (六) 建設業法第26条の規定に基づく技術者を契約工期中(竣工検査合格後を除く。)専任で配置できること。
- (七) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者でないこと。

2 入札参加資格の確認等

- (一) 入札参加希望者は、平成31年4月24日までに、様式第1号による入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)並びに様式第2号及び第3号による入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)をそれぞれ1部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、入札参加資格があると認められた者にかぎり入札参加の対象とする。
- (二) 申請書及び資料(以下「申請書等」という。)は、持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (三) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成31年4月26日までに、書面により通知する。
- (四) 資料に記載すべき事項
- (1) 1の(五)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績の書類
 - (2) 1の(六)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験
- (五) 申請書等の受付
- (1) 受付期間 平成31年4月15日から平成31年4月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

(3) 受付場所 香川県綾歌郡宇多津町 1 8 8 1 番地
宇多津町役場 地域整備課

(六) その他

(1) 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(一) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。

(二) (一) の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和元年 5 月 1 0 日までに 2 の (五) の (2) の時間に 2 の (五) の (3) の場所へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(三) (一) の説明を求めた者に対する回答は、令和元年 5 月 1 7 日までに、書面により行う。

4 工事概要書の交付等

(一) 交付期間 平成 3 1 年 4 月 1 5 日から平成 3 1 年 4 月 2 4 日まで。ただし、休日を除く。

(二) 交付時間 2 の (五) の (2) の時間

(三) 交付場所 2 の (五) の (3) の場所

5 設計図書の交付等

(一) 交付期間 平成 3 1 年 4 月 2 6 日から令和元年 5 月 1 7 日まで。ただし、休日を除く。

(二) 交付時間 2 の (五) の (2) の時間

(三) 交付場所 2 の (五) の (3) の場所

(四) 交付方法 CD 等により入札参加希望者に貸し出しを行う。

(五) 設計書、図面及び仕様書並びに入札心得等（以下「設計図書等」という。）について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期間 令和元年 5 月 7 日から令和元年 5 月 2 4 日まで。
(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。) ただし、休日を除く。

(2) 提出の時間及び場所

2 の (五) の (2) の時間及び 2 の (五) の (3)

の場所

(六) (五)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 令和元年5月27日から令和元年5月30日まで。

(2) 閲覧の時間及び場所

2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

第3 入札及び開札等

- 1 入札及び開札の日時 令和元年5月31日 午前11時00分
- 2 入札及び開札の場所 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
宇多津町役場 西館2階会議室
- 3 入札書の提出方法 持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは認めない。

第4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

第5 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は免除する。
- 2 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

第6 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの

間において第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。

- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低（低入札価格調査基準価格は設定）の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

第8 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項の規定により、宇多津町議会の議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第9 問い合わせ先

郵便番号 7 6 9 - 0 2 9 2

香川県綾歌郡宇多津町 1 8 8 1 番地

宇多津町役場 地域整備課

電話番号 0 8 7 7 - 4 9 - 8 0 1 2

F A X 0 8 7 7 - 4 9 - 0 5 1 7